

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
別添仕様書のとおり。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
愛媛県今治庁舎（今治市旭町一丁目 4 番地 9）及び敷地
- (6) 入札方法  
(3) についての総価で行う。
- (7) 問合せ先
  - ア 担当部局 愛媛県東予地方局今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ 河野
  - イ 所在地 愛媛県今治市旭町一丁目 4 番地 9
  - ウ 電話 0898-32-3732
  - エ メール ima-soumu@pref. ehime. lg. jp

## 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請の提出期限の日から開札の日までの間において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間にない者であること。
- (4) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定調査機関であること。
- (5) 入札公告の日から過去 2 年間に於いて、国、地方公共団体等から本業務と類似した業務を 2 件以上受注し遂行した実績により、本業務を適正かつ確実に遂行する能力を有すると確認された者であること。

## 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要書類を提出しなければならない。

- (1) 必要書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 添付書類
    - ・会社概要
    - ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定調査機関であることを証する書類（写）
    - ・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に基づく測量業登録を証する書類（写）
    - ・入札公告の日から過去 2 年間に於いて、国、地方公共団体から同種の業務を 2 件以上受注し、

遂行した実績を有することが確認できる書類（契約書及び完了報告書の写）

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

上記 1 (7) の担当部局あてに提出する。

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 5 時 15 分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）

エ 受付時間

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和 8 年 3 月 23 日（月）までに提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

#### 4 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、上記 1 (7) に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所は、次のとおり。

ア 日時 令和 8 年 3 月 26 日（木）午後 2 時

イ 場所 愛媛県東予地方局今治支局 3 階 中会議室

(5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 委託業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(8) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(12) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、委託料の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (15) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (18) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (20) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書を徴する。

## 5 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照のこと。）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

## 6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照のこと。）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 9 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（[ima-soumu@pref.ehime.lg.jp](mailto:ima-soumu@pref.ehime.lg.jp)宛て）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 11 その他

- (1) 当該入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用については、当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。
- (2) 当該入札について質問がある場合は、次により質問書を提出すること。
  - ア 提出期限  
令和8年3月12日（木）午後5時15分
  - イ 提出方法  
質問書を上記1(7)の担当部局あてに電子メールにより送信するとともに、送信した旨を電話で伝えること。なお、口頭での質問には応じない。
  - ウ 質問に対する回答  
質問に対しては、令和8年3月17日（火）午後5時15分までに、メール等により回答する。
- (3) 「令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格」の審査に関する問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 089-912-2156